

亀山市公告第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第2項において準用する法第62条第1項の規定により法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しの送付を受けたので、法第63条第2項において準用する法第62条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和3年5月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業
北勢沿岸流域下水道（南部処理区）

2 縦覧場所

亀山市上下水道部下水道課下水道工務グループ

3 縦覧期間

令和3年5月14日から事業施行期間の終了の日又は法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条の2の規定により準用される同法第30条第2項の通知を受ける日まで